

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる翌日が休日は、当そ
たる日)

告示

目次

- ◆告示 町等の区域の変更（市町村振興課）
- ◆教委告示 土地改良区の役員の就退任（三件）（農村整備課）
- ◆飼料の試験の結果の概要（蓄産課）
- ◆土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）
- ◆地区画整理法による換地処分（〃）
- ◆定例教育委員会の招集（総務課）
- ◆公職業訓練指導員試験の合格者（労政・能力開発課）
- ◆平成五年度前期技能検定の合格者（〃）
- ◆雑報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（中小企業課）

鳥取県告示第七百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三条第四項後段の規定による鳥取新都市土地区画整理事業（十一工区）施行地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
町及び字の名称

同上の区域（平成五年七月七日現在の地番による。）

若葉台南五丁目

若葉台南五丁目の全域

生山字寺谷四四七の三、四四七の四、四四八及び四四七の四と一体をなす国有地

生山字圓本四五〇の一、四五〇の四及びこれらと一体をなす国有地

生山字岩丸木平五八〇の一の一部、五八〇の二、五八〇の三

生山字奥岩木五八一の四の一部、五八一の五の一部、五八一の六、五八一の七、五八一の八の一部

生山字峯寺越谷五八二の七、五八二の八の一部、五八二の九の一部

生山字小狼谷五八四の五、五八四の七の一部、五八四の八の一部

生山字寺谷	生山字小寺谷五八五の一、五八五の三、五八五の四、五八五の六から五八五の八まで 生山字大寺谷五八六の一、五八六の一三の一部、五八六の二五、五八六の二七
生山字圓本	生山字圓本のうち四四七の三、四四七の四、四四八及び四七の四と一体をなす国有地以外の区域
生山字岩丸木平	生山字岩丸木平のうち四五〇の一、四五〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
生山字奥岩丸木	生山字岩丸木平のうち五八〇の一の一部、五八〇の二、五八〇の三以外の区域
生山字峯寺越谷	生山字峯寺越谷のうち五八二の七、五八二の八の一部、五八二の九の一部以外の区域
生山字小狼谷	生山字小狼谷のうち五八四の五、五八四の七の一部、五八四の八の一部以外の区域
生山字小寺谷	生山字小寺谷のうち五八五の一、五八五の三、五八五の四、五八五の六から五八五の八まで以外の区域
生山字大寺谷	生山字大寺谷のうち五八六の一、五八六の一三の一部、五八六の二五、五八六の二七以外の区域

鳥取県告示第七百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大原千町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	西木孝義	西伯郡岸本町久古六二三
石黒正美	西伯郡岸本町大原五七二	
上田清	西伯郡岸本町番原四七七一一	
亀田衛	西伯郡岸本町須村五九〇	
下村衛	西伯郡岸本町真野一〇二四	
柴田節	西伯郡岸本町丸山八三一一	
森岡等	西伯郡岸本町久古五四	
松原俊之	西伯郡岸本町久古一五一〇	
中原直弘	西伯郡岸本町真野五〇三	
奥田陸行	西伯郡岸本町丸山三〇八一一	
仲田古	西伯郡岸本町須村八三五	
谷口輝雄	西伯郡岸本町番原五八九	
中原章博	西伯郡岸本町久古一二七八	
生山字大寺谷	西伯郡岸本町大原四二七	

平成五年九月十日退任
下村 昇 西伯郡岸本町真野五四二
竹仲 満 西伯郡岸本町須村八二六

就任した役員の氏名及び住所

理事	西木孝義	西伯郡岸本町久古六三二
"	"	"
"	後藤清	西伯郡岸本町大原四六
"	"	"
監事	龜田栄	西伯郡岸本町須村五九〇
"	"	"
"	下村衛	西伯郡岸本町真野一〇二四
"	"	"
"	柴田節	西伯郡岸本町丸山八三一一
"	"	"
"	森岡等	西伯郡岸本町久古五四
"	"	"
"	野口睦行	西伯郡岸本町大原五七九一一
"	"	"
"	奥田直弘	西伯郡岸本町真野五〇三
"	"	"
"	西谷英雄	西伯郡岸本町丸山三〇八一一
"	"	"
"	中田主	西伯郡岸本町須村八三五
"	"	"
"	谷口輝雄	西伯郡岸本町番原五八九
"	"	"
"	中原章博	西伯郡岸本町久古一二七八
"	"	"
"	西郷順一	西伯郡岸本町久古一三五〇
"	"	"
"	下村昇	西伯郡岸本町真野五四二
"	"	"
"	竹仲英夫	西伯郡岸本町大原四二七
"	"	"
"	満	西伯郡岸本町須村八二六

平成五年九月十一日就任 任期四年

鳥取県告示第七百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事	松村隆吉	米子市尾高一一八九
"	"	"
"	井澤誠之	西伯郡岸本町上細見二二四
"	"	"
"	中曾亨	米子市福万三二九
"	"	"

平成四年四月三十日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事	中曾亨	米子市福万三二九
"	"	"
"	松田輝夫	西伯郡岸本町吉定四五〇
"	"	"
"	高橋英紀	米子市尾高一一五八
"	"	"

平成四年五月一日就任 任期四年

鳥取県告示第七百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任し

た旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 野坂 賢	西伯郡岸本町上細見三五七
中曾恭彦	西伯郡岸本町立岩四三
松田喜治	西伯郡岸本町吉定六六〇一
野口善也	西伯郡岸本町吉定四三
野坂勉	西伯郡岸本町岸本二九〇
細田好美	西伯郡岸本町遠藤三六
高橋順	米子市石州府四二一
小杉光	米子市福万三三四
福島康孝	米子市福万一八三
伊達功	米子市尾高一〇七
伊達功	米子市尾高一一七八
塚田修	米子市尾高一一七八
塚田修	米子市尾高一一七八
平成五年四月十八日退任	

就任した役員の氏名及び住所

理事 谷村末吉	西伯郡岸本町上細見三五九
中曾恭彦	西伯郡岸本町立岩四三
田村辰祥	西伯郡岸本町吉定一一七七

坂田良二 西伯郡岸本町吉定四五六
野坂寿広 西伯郡岸本町押口四九
勝部博史 西伯郡岸本町遠藤二五
小杉光 米子市福万三三四
高橋順 米子市石州府四二一
福島康孝 米子市福万一八三
伊達功 米子市尾高一〇七
塚田修 米子市尾高一一七八

平成五年四月十九日就任 任期四年

鳥取県告示第七百九十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成五年八月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成五年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名 称及び所在地	取去場所	飼料の名称	試験の結果の概要										その他の検査	備考	
			製 造 年 月 日 (%)	粗たん 質 (%)	粗脂肪 (%)	粗纖維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	りん (%)	揮発性 塩素 (%)	水溶性 塩素 (%)	ペプシ ン消化 (%)	D C P (%)	T D N (%)	M E (kcal/kg)
神戸市 くみあい飼料株 式会社神戸工場	東伯郡大柴町大 字由良宿1638	くみあい養豚用配合飼料 くみあい標準配合飼料ウ ルトラミルクすこやか	5.8 5.8	17.2 22.4	4.2 4.3	2.4 0.6	4.2 5.4	0.66 0.96	0.53 0.71						
官崎県日向市 株式会社飼料研究 所日向工場	大栄町農業協同 組合農産資材課	くみあい養豚用配合飼料 くみあい標準配合飼料ウ ルトラミルクすこやか	5.8 5.8	18.9 5.3	5.3 1.4	4.9 4.9	0.97 0.97	0.65 0.65							
岡山県倉敷市 日本くみあい飼料 株式会社水島工場	東伯郡東伯町大 字中尾85 東伯町農業協同 組合東伯チキン センター	東伯郡東伯町大 字中尾85 東伯町農業協同 組合東伯チキン センター	5.8 5.8	81.0 12.0	12.0 —	— 1.4	0.17 0.17	0.18 0.18							
岡山県倉敷市 西日本飼料株式 会社	東伯郡東伯町大 字徳万558-1	日清印ブロイラー後期用 配合飼料ネオプロセフン シーダイ印配合飼料ブロ イラー飼付け用ブロイラ シーダイ印配合飼料ほほ シ子豚後期用ミルクハロ ーB	5.7 5.7	18.8 6.5	7.5 2.3	2.5 5.1	4.8 0.98	0.94 0.70	0.66						
兵庫県姫路市 伊藤忠飼料株式 会社姫路工場	東伯町農業協同 組合倉庫運輸事 業所	ニューメイスター	5.7	21.7	2.7	3.8	5.7	0.88	0.55						
神戸市 全国酪農業協同 組合連合会関西 飼料工場	東伯郡東伯町大 字保37	全飼育成前期 ニューラクビーフ前期 ㊂全飼2号ペレット	5.8 5.8 5.8	19.6 13.6 17.0	3.3 2.7 2.5	4.9 4.1 5.3	6.6 5.2 6.2	1.08 0.82 1.05	0.72 0.50 0.64						

注 1. 飼料の名称の欄中「■」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第七百九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、第二福守団地地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

変更後

倉吉市西福守町字宮地、字貝ケ場及び字和田々、福守町字野ノ下、字長総サ及び字穴エゴ並びに不入岡字鴨川の各一部

第一工区

倉吉市西福守町字宮地及び字貝ケ場の各一部

変更前

倉吉市西福守町字宮地及び字貝ケ場並びに不入岡字鴨川の各一部

変更後

第二工区

倉吉市西福守町字和田々並びに福守町字野ノ下、字長総サ及び字穴エゴの各一部（変更なし）

事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社内

六 施行認可の年月日

平成四年七月三十一日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務の掲示板に掲示する。

九 许可の年月日

平成五年十月四日

全体区域

四 施行地区の区域

変更前

倉吉市西福守町字宮地、字貝ケ場及び字和田々並びに福守町字野ノ下、字長総サ及び字穴エゴの各一部

鳥取県告示第七百九十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（十一街区）施行地区的宅地にてて換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定による告示する。

平成五年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公 告

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成五年十月八日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

機械科合格者

祖 田 日出男

デザイン科合格者

堀 田 泰津子 兵頭 利彦

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定により実施した平成5年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成5年10月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定により実施した平成5年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成5年10月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 市町村教育委員会教諭の承認について
- 2 もの他

一級技能検定合格者
金属プレス加工

金属プレス作業	塙 河 秀 敦	藤 川 潤 一	加 門 孝 則	城 伸 子	岩 崎 審久枝	足 羽 悅 子
塙 口 泰 樹	塙 本 満 三	神 門 真 一		尾 原 稔 枝	新 田 みどり	伊 藤 みき子
富 口 保	石 原 幸 三					
山 口 保						
鉄工						
構造物鉄工作業						
内装仕上げ施工	安 東 孝 二	居 川 貢				
鋼製下地工事作業	池 田 親 司	上 定 翌	藤 岡 登			
井 上 忠 昭						
ボーデ仕上げ工事作業	山 本 敏 昭	村 上 邦 明	川 島 勝 利			
土 屋 卓 己						
表装						
表具作業						
車 車	誠 一 郎					
塗装						
木工塗装作業						
稻 嶋 敏 彦						
建築塗装作業						
為 季 勇 治	米 澤 忍					
布はく縫製						
ワイヤシャツ製造作業						
機械加工						
普通旋盤作業						
矢 田 繁 美						
平面研削盤作業						
心無し研削盤作業						
松 本 幸 弘						
建設機械整備						
建設機械整備作業						
岩 本 博						
今 井 佳 勝						
電子機器組立て						
電子機器組立て作業						
林 原 浩 志	田 中 正 明					
家具製作						
家具手加工作業						
中 尾 仁 志	山 本 秀 樹	中 井 洋 征				
建具製作						
木製建具製作作業						
黒 田 誠	本 田 善 一	山 根 雅 男				
福 安 幸 一	佃 俊 二	村 岡 幹 萬				
造園						

谷 尾 勝 彦	谷 尾 勝 彦	谷 尾 勝 彦	谷 尾 勝 彦
建築板金	建築板金	建築板金	建築板金
内外裝板金作業	内外裝板金作業	内外裝板金作業	内外裝板金作業
金山 恒夫	金山 恒夫	金山 恒夫	金山 恒夫
桑田 秀觀	桑田 秀觀	桑田 秀觀	桑田 秀觀
河田 幸一	河田 幸一	河田 幸一	河田 幸一
河田 幸一	河田 幸一	河田 幸一	河田 幸一
持田 成巨	持田 成巨	持田 成巨	持田 成巨
近藤 英志	近藤 英志	近藤 英志	近藤 英志
桑田 秀觀	桑田 秀觀	桑田 秀觀	桑田 秀觀
河田 幸一	河田 幸一	河田 幸一	河田 幸一
持田 成巨	持田 成巨	持田 成巨	持田 成巨
とび	とび	とび	とび
とび作業	とび作業	とび作業	とび作業
海老名 好久	海老名 好久	海老名 好久	海老名 好久
上口 克頼	上口 克頼	上口 克頼	上口 克頼
忠田 昌平	忠田 昌平	忠田 昌平	忠田 昌平
左官	左官	左官	左官
左官作業	左官作業	左官作業	左官作業
藤原 本一	藤原 本一	藤原 本一	藤原 本一
患男 黙夫	患男 默夫	患男 默夫	患男 默夫
小谷 義彰	小谷 義彰	小谷 義彰	小谷 義彰
長澤 正明	長澤 正明	長澤 正明	長澤 正明
山村 正明	山村 正明	山村 正明	山村 正明
井上 博	井上 博	井上 博	井上 博
山上 光	山上 光	山上 光	山上 光
中山 勇	中山 勇	中山 勇	中山 勇
忠田 春	忠田 春	忠田 春	忠田 春
勉修	勉修	勉修	勉修
瓦製作	瓦製作	瓦製作	瓦製作
瓦製作	瓦製作	瓦製作	瓦製作
伊藤 敏雄	伊藤 敏雄	伊藤 敏雄	伊藤 敏雄
市村 修	市村 修	市村 修	市村 修
寺坂 典実	寺坂 典実	寺坂 典実	寺坂 典実
山脇 忠夫	山脇 忠夫	山脇 忠夫	山脇 忠夫
広告美術仕上げ	広告美術仕上げ	広告美術仕上げ	広告美術仕上げ
広告面ペイント仕上げ作業	広告面ペイント仕上げ作業	広告面ペイント仕上げ作業	広告面ペイント仕上げ作業
祇園 忠志	祇園 忠志	祇園 忠志	祇園 忠志
名越 哲也	名越 哲也	名越 哲也	名越 哲也
広告面粘着シート仕上げ作業	広告面粘着シート仕上げ作業	広告面粘着シート仕上げ作業	広告面粘着シート仕上げ作業
山川 英行	山川 英行	山川 英行	山川 英行
原田 勝則	原田 勝則	原田 勝則	原田 勝則
石材施工	石材施工	石材施工	石材施工
石張り作業	石張り作業	石張り作業	石張り作業
影山 俊充	影山 俊充	影山 俊充	影山 俊充
熱絶縁施工	熱絶縁施工	熱絶縁施工	熱絶縁施工
熱絶縁工事作業	熱絶縁工事作業	熱絶縁工事作業	熱絶縁工事作業

円筒研削盤作業

桑村和司

數値制御旋盤作業

朝倉秀喜

マシンシングセンタ作業

石賀正広

電気めっき

電気めっき作業

梅実富正

建設機械整備

建設機械整備作業

西馬場尚章

電子機器組立て

伊藤江東

電子機器組立て作業

伊藤潤泰

電子機器組立て作業

木下貴啓

婦人子供服製造

酒本良子

婦人子供注文服製作

松田良子

婦人子供服製作

野嶋三枝代

野嶋三枝代

福田伸子

福田愛子

秋藤知恵子

田中登美子

辻豊子

天川敏之

造園工事作業

引田孝俊

森和弘

本宮

竹

放電加工

数値制御形彫り放電加工作業

吉田英樹

ワイヤ放電加工作業

池田佳史

仕上げ

治工具仕上げ

作業

山本裕之

山本裕之

彦積徳

横涌永次

大山好野

大山好野

横嶋野

中河本晴

中河本晴

松中悟

松中悟

幸達

幸達

山本重雄

山本重雄

鈴木重雄

機械組立仕上げ

作業

本田喜代美

本田喜代美

電気機器組立て

日曜金 10月8年5成平

配電盤・制御盤組立て作業	中島 あつし
根本 貞美 稲岡 哲也	とび
鉄道車両製造・整備	とび作業
内部装装作業	波谷 厚 山根晃人 長岡悟
小松原 浩 井上 浩一	左官
配管ぎ装作業	左官作業
永井 明 広 堀川 浩二 古志貢	三上祐治
山 中 利剛	広告美術仕上げ
製版	広告面ペイント仕上げ作業
单色写真製版作業	東 浩徳
坂林 康人	单一等級技能検定合格者
プロセス製版カラースキナ作業	産業洗浄
山下秀明 村口方俊	高圧洗浄作業
石材施工	岡田和洋 有田厚志 錦織裕一
石張り作業	れんが積み
中村 洋	れんが積み作業
熱絶縁施工	西村明己
熱絶縁工事作業	路面標示施工
林芳和彦 梶原正彦	溶融ペイントハンドマークー工事作業
中村順彦 岡村環	内田尚樹 木下寿昭 吉田誠
建築板金	加熱ペイントマシンマークー工事作業
内外装板金作業	日笠章 山田健治 坪内安夫
土橋良直 田津谷敏	修健

日曜金 田 8月10年5月成平13

鳥取県公署

雑報

報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成5年10月22日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成5年10月8日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田中篤

○法第9条第3項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称及び住所
有限会社モリワキ
米子市東福原608
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
リビングランドモリス東福原店
米子市東福原727
- 3 現在の開店時刻
午後7時

4 繰下げ後の開店時刻

- 1月～5月 午後7時
6月～8月 午後7時30分
9月～12月 午後7時

- ただし、年間15日を限度として午後9時とする。

5 閉店時刻の繰下げを行う年月日

- 平成6年2月5日